

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「この法人」という。）のコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、この法人の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス この法人または役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規程・規則・細則・通達、要領等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
- (2) 役職員等 この法人の役員及び就業規則第2条に規定する職員をいう。
- (3) 内部通報 役職員等が、この法人あるいは役職員等についての法令違反行為があると判断した場合にこの法人に通報することをいう。

### (役職員等の責務)

第3条 役職員等は、この法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

- 2 役職員等は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。
- 3 役職員等は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

### (管理監督者の責務)

第4条 この法人において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

### (免責の制限)

第5条 役職員等は、次に掲げることを理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) この法人の利益を図る目的で行ったこと

### (コンプライアンスの推進体制)

第6条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス責任者、コンプ

ライアンス統括者、コンプライアンス管理者及びコンプライアンス監査担当を置く。

- (1) コンプライアンス責任者は、この法人全体を統括し、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。
- (2) コンプライアンス統括者は、コンプライアンス責任者を補佐し、コンプライアンスの推進について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、専務理事をもって充てる。
- (3) コンプライアンス管理者は、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス統括者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、常務理事をもって充てる。
- (4) コンプライアンス監査担当は、この法人におけるコンプライアンスの遵守状況について監査する者とし、監事をもって充てる。

(コンプライアンス委員会)

第7条 この法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の詳細)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他

2 委員会は、コンプライアンス統括者を委員長とし、コンプライアンス管理者、事務局長、総務部長、地球環境部長、その他委員長が必要と認めた者により組織する。

3 委員会は、委員長の招集により、必要に応じて開催する。

4 委員会の事務局は、総務課とする。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員等は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス管理者又はコンプライアンス監査担当に報告する。

2 コンプライアンス管理者又はコンプライアンス監査担当は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、必要な施策を実施する。

3 前項の内部通報等については、別に定める規程による。

(コンプライアンスのための教育)

第10条 コンプライアンス管理者は、役職員等に対して、コンプライアンスに関する教育を年1回以上行うとともに、その実施状況・受講状況等について管理監督する。

2 役職員等は、前項の定めによるコンプライアンスに関する教育を受けるものとする。

(監査)

第 11 条 コンプライアンス監査担当は、少なくとも毎年 1 回、コンプライアンスの遵守状況について監査を行わなければならない。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。